

当月分当月支給と当月分翌月支給が混在している場合の 個人住民税の入力、納税の手順

当手順書では、「1. 当手順書でご説明するケース」の場合の個人住民税の入力、納税の手順をご説明します。

1. 当手順書でご説明するケース

- (1) 給与の支給月分と支給日が「当月分当月支給」と「当月分翌月支給」で混在している。

＜例＞

役員：6月分6月支給

正社員：5月分6月支給

- (2) 住民税の控除について、同じ支給日に同じ月分の住民税を控除する。

＜例＞

役員：6月分6月支給の給与から、**6月分**の住民税を控除する。

正社員：5月分6月支給の給与から、**6月分**の住民税を控除する。

2. 手順の概要

上記1のケースに対処いただく方法として、次の2つがあります。

当手順書では、(1)の方法の手順をご説明します。

- (1) 「住民税の予約入力」メニューで、給与の支給月分と支給日が混在する給与体系のうち、いずれかの給与体系に所属する社員について、1か月ずらして入力いただく方法
- (2) 「社員別給与・賞与の入力」メニューで、控除する住民税を手入力する方法

3. 「設定」－「運用基本設定」－「運用基本設定」の「住民税」の「控除時期」の設定

給与の支給月分と支給日が混在する給与体系のうち、社員数が多い方の給与体系に合わせた設定にしてください。

＜例1＞「前月分の給与から控除」と設定した場合、システムでは、次のとおり控除します。

役員：6月分6月支給：この**6月分給与**では、**7月分**の住民税を控除します。

（上記1のとおり、実際は**6月分**を控除する必要があります。）

正社員：5月分6月支給：この**5月分給与**では、**6月分**の住民税を控除します。

＜例2＞「同じ月分の給与から控除」と設定した場合、システムでは、次のとおり控除します。

役員：6月分6月支給：この**6月分給与**では、**6月分**の住民税を控除します。

正社員：5月分6月支給：この**5月分給与**では、**5月分**の住民税を控除します。

（上記1のとおり、実際は**6月分**を控除する必要があります。）

大変お手数ですが、「住民税の予約入力」メニューでは、上記＜例1＞の場合は役員について、上記＜例2＞の場合は正社員について、住民税額を1か月ずらして入力してください。その手順は、次の4のとおりです。

4. 「住民税の予約入力」メニューでの入力手順

(1) 「設定」－「住民税」－「住民税の予約」をクリックし、画面右上の[予約入力]をクリックします。

(2) 上記3の設定と合っていない給与体系の社員について、住民税を1か月ずらして入力します。

【上記3＜例1＞の場合】

役員について、「20XX年6月」の欄に5月分の住民税の金額、「20XX年7月」の欄に6月分の住民税の金額というように、1か月ずらして入力します。

【上記3＜例2＞の場合】

正社員について、「20XX年6月」の欄に6月分の住民税の金額、「20XX年7月」の欄に7月分の住民税の金額というように、1か月ずらして入力します。

5. 給与計算

給与計算においては、「住民税」の「控除時期」の設定と給与月分に基づいて、「住民税の予約入力」メニューの該当する年月欄の金額が控除されます。（上記4. で1か月ずらして入力した金額が控除されます。）

6. 電子納税

- (1) 「電子納税」－「住民税の電子納税」メニューでは、指定した「納付対象月」と上記3の設定に基づき集計します。

「納付対象月」に6月を指定した場合、次のとおり集計します。

<例1>

「前月分の給与から控除」と設定した場合、5月分給与から控除した住民税額を集計します。

(役員：6月分6月支給ではなく、5月分5月支給の給与から集計します。)

<例2>

「同じ月分の給与から控除」と設定した場合、6月分給与から控除した住民税額を集計します。

(正社員：5月分6月支給ではなく、6月分7月支給の給与から集計します。)

- (2) そのため、大変お手数ですが、TKC電子納税かんたんキットに連携後に、入力した金額を補正してくださいをお願いします。

なお、通常、住民税額は6月分で端数調整され7月以降は同額となります。住民税の控除期間(6月～翌年5月)の途中で変更がない場合、次の時期に補正が必要になります。

<例1>

「前月分の給与から控除」と設定した場合、正社員は正しく集計できますので、役員について6月分を納付する際(5月分5月支給から集計されており、6月分6月支給から控除すべき金額に補正)、7月分を納付する際(6月分6月支給から集計されており、7月分7月支給から控除すべき金額に補正)に補正してください。

<例2>

「同じ月分の給与から控除」と設定した場合、役員は正しく集計できますので、正社員について5月分を納付する際(5月分6月支給から集計されており、4月分5月支給から控除すべき金額に補正)、6月分を納付する際(6月分7月支給から集計されており、5月分6月支給から控除すべき金額に補正)に補正してください。

- (3) 補正する手順は、次のとおりです。



納付先市町村	件数	給与分	税額	合計
000011 栃木県宇都宮市	2	31,100	1	31,100
000008 栃木県小山市	1	46,000	1	46,000
121002 千葉県千葉市	1	18,000	1	18,000
131041 東京都新宿区	3	59,400	3	59,400
131148 東京都中央区	1	17,700	1	17,700
131202 東京都練馬区	1	21,000	1	21,000
132063 東京都府中市	1	32,000	1	32,000
計	10	225,200	10	225,200

- ① 「電子納税」－「住民税の電子納税」をクリックし、画面右上の[電子納税]をクリックします。
- 納税データが電子納税かんたんキットに連携されます。

事前準備 | 電子申告等の届出 | 届出内容の更新等 | 電子申告(印刷税) | 国税電子納税 | 地方税電子納税 | 還付金処理状況 | 納税証明書

A 個人住民税(特別徴収)

611 F Xクラウド連携

612 直接入力

613 退職所得に係る個人住民税(特別徴収): 直接入力

1. 退職所得等は納入申告書の電子申告が必要です。(要電子署名)

2. 申告書データの作成はCSV読込も可能です。(CSV47が確認)

B 固定資産税・自動車税等(4.番号入力)

621 固定資産税・都市計画税・自動車税・軽自動車税等

1. 4.番号(納付書番号)が記載された納付書をご用意ください。

2. 複数の納付書を一括して電子納税できます。

631 法人都道府県民税・事業税等・法人市町村民税

641 法人都道府県民税・事業税等の見込納付・みなし納付

642 法人市町村民税の見込納付・みなし納付

E 事業税の申告に基づく電子納税

651 事業税

F 更正・決定(直接入力)

661 法人都道府県民税・事業税等の更正・決定

662 法人市町村民税の更正・決定

663 事業税の更正・決定

2 「地方税電子納税」タブ「611 F Xクラウド連携」をクリックします。

1. 今回処理する納付データを指定してください。

データの指定

新規データ(F Xクラウドから読込)

保存データ(F Xからの読込日: R08.08.05 (13:43))

1. 新規データ(F Xクラウドから読込)を指定した場合は、USBメモリ等から読み込みを行ってください。

2. 個人住民税(特別徴収)の納付データの送信と電子納税を行います。

納入対象年月

令和 8年 4月

納期限

令和 8年 5月11日

納入対象団体数

5 団体

納付額合計

112,000 円

納付方法

インターネットバンキング

変更

< 電子納税のプロセス >

1. 納付データの確認

2. 納付データの送信

3. 納付情報の確認

4. インターネットバンキング納付

5. 納付情報(納付済)の確認

6. 納付結果通知(納付完了)の確認

7. 電子納税完了報告書の印刷

2 「1.納付データの確認」をクリックします。

※納付方法の選択画面が表示された場合、納付方法を選択し、[OK]をクリックします。

電納 | 確認用帳票印刷

法人 名 (0999/999) ABCオートサプライ 株式会社

本日は 令和 8年 8月 6日(水)

ネットバンクの読込

電子納税の履歴

マニュアル

TKC2424Q&A

< 納付データの確認 >

1. 納付・納入金額(総括表)

納税者氏名・名称

ABCオートサプライ 株式会社

利用者名カナ

ABCオートサプライ株式会社

利用 者 名

ABCオートサプライ 株

住 所

神奈川県横浜市西区花咲町9-9-9

税 目

個人住民税(特別徴収)

納入対象年月

令和 8年 6月

納期限

令和 8年 7月 10日

納税合計

8,000 円

加算金等合計

0 円

納付・納入金額内訳

督促手数料合計

0 円

延滞金合計

0 円

合計額

8,000 円

2. 納付・納入金額入力(明細)

一覧をダブルクリックすると明細情報を入力(確認)できます。

行

納付元

納入年月

納付番号

納付合計

加算金合計

督促手数料合計

延滞金合計

合計額

1 (1214) 横浜市

R08/06

2,000

0

0

0

2,000

3 「1.納付データの確認」をクリックします。

※納付方法の選択画面が表示された場合、納付方法を選択し、[OK]をクリックします。

< 明細情報の確認 >

税 目

個人住民税(特別徴収)

納入対象年月

令和 8年 4月

都道府県

東京都

地方公共団体

新宿区

区・事務所

新宿区役所

指 定 番 号

備 考

① P Xデータ

② 追加データ

①+② 納付データ

納付・納入金額内訳

個人住民税(特別徴収)

2,000 円

個人住民税(特別徴収) 督促手数料

0 円

個人住民税(特別徴収) 延滞金

0 円

合計額

2,000 円

4 修正する市町村をダブルクリックします

5 「2 追加データ」タブを選択します。

「個人住民税(特別徴収)」欄に加算又は減算する金額を入力し、[F4 入力終了]をクリックします。

※他の市町村も同様に修正します。

以降は、電子納税かんたんキットのメニュー番号に沿って操作し、電子納税します。

以上

4